

建設工事入札における最低制限価格の算定方法の見直し（試行）について

最低制限価格の算定方法は、有効な入札書の最低の価格が基準価格を下回る場合、有効な入札書の平均額と基準価格を比較し低額の方としてきましたが、令和2年度より、「有効な入札書の平均額」±「標準偏差[※]」の範囲内にある入札書の平均額と基準価格を比較し低額の方とする算定方法の見直し（試行）を行います。

ただし、有効な入札書が4通に満たない場合は、従来どおりとします。

※標準偏差とは、データが平均値の周辺にどのように分布しているかを表すものです。

記

1 最低制限価格の算定方法の概要

(1) 有効な入札書が4通以上の場合（次ページに計算例あります。）

- ① 有効な入札書の平均額を算出する。
- ② 標準偏差を算出する。
- ③ 「有効な入札書の平均額」±「標準偏差」の範囲を確認する。
- ④ ③の範囲内にある入札書の平均額を算出する。
- ⑤ ④の平均額と基準価格を比較し低額の方を最低制限価格とする。

(2) 有効な入札書が4通未満の場合

従来どおり

2 適用時期等

令和2年(2020年)4月1日以降に入札公告(または指名通知)する建設工事
→公告日(または指名通知日)が令和2年4月1日以降の入札案件から
新基準を適用します。

【計算例】

予定価格 10,000,000円

基準価格 9,200,000円

入札参加者6者

入札者	入札額
A	9,990,000円
B	9,220,000円
C	9,200,000円
D	9,170,000円
E	9,150,000円
F	8,000,000円

① A～Fの入札書の平均額を算出

$$(A + B + C + D + E + F) \div 6 = 9,121,666円$$

(円未満の端数切り捨て)

② 標準偏差を算出

$$\sqrt{\frac{(A - \text{①})^2 + (B - \text{①})^2 + \dots + (F - \text{①})^2}{6}} = 581,819円$$

(円未満の端数切り捨て)

③ 「有効な入札書の平均額」±「標準偏差」による範囲を確認

[上限] ①+②=9,703,485円

[下限] ①-②=8,539,847円

④ ③の範囲内にある入札書の平均額を算出

$$(B + C + D + E) \div 4 = 9,185,000円$$

(円未満の端数切り捨て)

※A(上限超過)とF(下限未満)は範囲外のため平均額算出に算入しない。

⑤ 最低制限価格の決定

④の平均額9,185,000円 < 基準価格9,200,000円

最低制限価格=9,185,000円